

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（<u>連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。</u>）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（_____ <u>連結復興特別法人税個別帰属額を除く。</u>）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項 _____ 及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属</p>

特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額(同法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。))、第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。)、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。

特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。))及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額(同法第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。))及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。))、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

5 同左

6 同左

7 同左

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
 - 2 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表10⑨)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表10㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表10㊸)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表11㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表11㊸)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表11㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表11㊸)」として計算した金額を記載すること。
- また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(42)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 同左
 - 2 「単年度損益⑤」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表10⑨)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表10㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表10㊸)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表11㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表11㊸)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㊸」とあるのは「(第6号様式㊸-別表11㊸)」と、「別表5㊸」とあるのは「(別表5㊸-別表11㊸)」として計算した金額を記載すること。
- また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(42)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載し、同法第66条の5の3第1項又は同法第68条の89

<p>の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、<u>第6号様式別表5の㉔から㉗までの各欄</u>に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。</p> <p>3 「当該事業年度の月数^㉘」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。</p>	<p>の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載し、<u>第6号様式別表5の㉔から㉗までの各欄</u>に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。</p> <p>3 同左</p>
---	--

改正後	改正前
<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。</p> <p>2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。</p> <p>3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「（②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」とし</p>	<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

て記載すること。

- 4 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。
- 5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令112第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。
- 6 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

4 同左

- 5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令112第5項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

6 同左

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 号様式別表13の 3 記載要領</p> <p><u>この明細書</u>は、法人税法施行令第113条第 5 項の規定の適用を受ける法人が記載し、第 6 号様式別表12に併せて提出すること。</p>	<p>第 6 号様式別表13の 3 記載要領</p> <p><u>この表</u>は、法人税法施行令第113条第 5 項の規定の適用を受ける法人が記載し、第 6 号様式別表12に併せて提出すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 7 号の 2 様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の 8 第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第 6 号様式の申告書又は第10号の 3 様式の更正請求書に添付する場合は（その 2）により、それ以外の場合は（その 1）によること。なお、（その 2）は（その 1）に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第 6 号様式の申告書又は第10号の 3 様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 （その 1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「国税の控除限度額④」の欄は _____、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。</p> <p>(4) 第 7 号の 2 様式別表 1 の「<u>当期の控除対象外国税額⑥</u>」の欄の金額が、第 7 号の 2 様式別表 1 の「<u>法人税の控除限度額①</u>」の欄の金額以下の場合</p>	<p>第 7 号の 2 様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 （その 1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、<u>第 7 号の 2 様式別表 1 の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては</u>、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。</p> <p>(4) 第 7 号の 2 様式別表 1 の「<u>当期の控除対象外国税額⑤</u>」の欄の金額が、第 7 号の 2 様式別表 1 の「<u>国税の控除限度額①</u>」の欄の金額以下の場合</p>

第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(b) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(a) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。

(i) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領にお

第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(b) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額 _____ の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(a) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額 _____ の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。

(i) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領にお

いて同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第20項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第27項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「国税の控除限度額④」の欄は_____、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合
第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書の金額(ない場合は零とする。)と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、

いて同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 同左

- (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
- (イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合
第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額_____の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、

第7号の2様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

- (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に法第31条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年

第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額

_____の合計額を超える場合 当該合計額

- (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第6号様式別表4の2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年

度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改正後	改正前
<p>第7号の2様式別表1記載要領</p> <p>1 この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。</p> <p>4 「<u>法人税の控除限度額①</u>」の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。</p> <p>5 「<u>控除余裕額</u>」欄の「<u>前期からの繰越額</u>」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この</p>	<p>第7号の2様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「<u>国税の控除限度額①</u>」の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。</p> <p>5 同左</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この</p>

記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること

。

記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 同左

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること

。

改正後	改正前
<p>第7号の2様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>4 「<u>補正後の従業者数⑧</u>」の欄は、各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>	<p>第7号の2様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>

改正後	改正前
<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第8項の規定の適用を受ける場合に記載し、</p>	<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、</p>

- 第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人

- 第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 同左
- 3 同左
- (1) 同左
- (2) 同左
- 4 同左

<p>等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p>	
<p>5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p>	<p>5 同左</p>
<p>6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p>	<p>6 同左</p>
<p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>(1) 同左</p>
<p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>(2) 同左</p>
<p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>7 同左</p>
<p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>8 同左</p>

改 正 後

改 正 前

第7号の2様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

第7号の2様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左
- 5 同左

<p>6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>6 同左</p>
--	-------------

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、<u>政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項</u>の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること</p> <p>(i) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(ii) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3</p>	<p>第7号の2様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、<u>政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項</u>の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(i) 同左</p> <p>(ii) 同左</p>

に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の4に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

(3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(i) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

(2) 同左

(3) 同左

4 同左

(1) 同左

(i) 同左

<p>(a) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該分割法人等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p>	<p>(a) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>
--	---

改 正 後	改 正 前
<p>第7号の2様式別表6様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、<u>政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項</u>の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 (その1)の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割</p>	<p>第7号の2様式別表6記載要領</p> <p>1 この明細書は、<u>政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項</u>の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p>

法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

4 （その2）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

(2) 同左

4 同左

(1) 同左

(2) 同左

改 正 後

改 正 前

第20号様式記載要領	第20号様式記載要領
1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。	1 同左
2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。	2 同左
3 ※印の欄は記載しないこと。	3 同左
4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。	4 同左
5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。	5 同左
6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。	6 同左
7 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使用途秘匿金の支出に対する法人税額（使用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。	7 同左
8 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は	8 同左

、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業員数⑩」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数⑩」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業員数⑫」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

9 「⑬のうち見込納付額⑬」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

10 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

9 同左

10 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第25項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

11 同左

改 正 後	改 正 前
第20号様式別表1記載要領	第20号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。））の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る

1 同左

2 同左

3 同左

4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)附表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（_____連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項_____及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。））の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る

<p>部分を除く。) <u>第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。) を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。） <u>第42条の10第5項及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）</u>、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</u></p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。</p>	<p>部分を除く。) _____及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。) を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。） _____及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>
--	---

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p>	<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p>

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「国税の控除限度額④」の欄は_____、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

2 同左

3 「国税の控除限度額④」の欄は、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額 _____の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額 _____の合計額を超える場合 当該合計額

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)の(12)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3 _____を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。））、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。））、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表1記載要領</p> <p>1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	<p>第20号の4様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p>

3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「法人税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては

3 同左

4 「国税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 同左

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては

<p>、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 同左</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>
---	---

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の4様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金</p>	<p>第20号の4様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金</p>

額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第314条の4第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。

額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

改 正 後	改 正 前
<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「</p>	<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p>

- | | |
|---|---------------|
| <p>翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> | |
| <p>(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> | <p>(2) 同左</p> |
| <p>4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> | <p>4 同左</p> |
| <p>5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p> | <p>5 同左</p> |
| <p>6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> | <p>6 同左</p> |
| <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰</p> | <p>(1) 同左</p> |

<p>越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p>
--	---------------------------------------

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領に</p>	<p>第20号の4様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>

<p>において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p>
---	-------------------------------------

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p>	<p>第20号の4様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p>

- | | |
|---|--------|
| 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。 | 2 同左 |
| 3 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。 | 3 同左 |
| (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。 | (1) 同左 |
| (2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。 | (2) 同左 |
| 4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄 | 4 同左 |

<p>の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p>	<p>5 同左</p>
--	-------------

改正後	改正前
<p>第20号の4様式別表6記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載する</p>	<p>第20号の4様式別表6記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p>

こと。